

市民税・都民税計算のしかた(令和7年度版)

注: 地方税法等の改正により内容が変わることがあります。

市民税・都民税は、前年の所得に応じて税額を算出し、翌年度に課税されます。

【市民税・都民税 計算の流れ】

1. まず収入金額から必要経費を差し引いて、所得金額(Ⅰ)をもとめます。
2. 所得金額(Ⅰ)から所得控除額(Ⅱ)を差し引いた金額の1,000円未満を切捨てて、課税標準額をもとめます。
3. 次に、この課税標準額に税率(Ⅲ)をかけた額から税額控除(Ⅳ)(調整控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除・外国税額控除の最大5種類)と配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額(Ⅴ)を差し引いて所得割額をもとめます。
4. この所得割額に均等割額(及び森林環境税額(国税))を加えたものが令和7年度の市民税・都民税額になります。

【市民税・都民税 計算の流れ図】

1. $\boxed{\text{前年の収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{所得金額(Ⅰ)}}$
2. $\boxed{\text{所得金額(Ⅰ)}} - \boxed{\text{所得控除額(Ⅱ)}} = \boxed{\text{課税標準額(1,000円未満切捨て)}}$
3. $\boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{所得割額の税率(Ⅲ)}} - \boxed{\text{税額控除額(Ⅳ)}} - \boxed{\text{配当割・株式等譲渡所得割額の控除額(Ⅴ)}} = \boxed{\text{所得割額(100円未満切捨て)}}$
4. $\boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{均等割額(市民税 3000円 都民税 1000円)}} + \boxed{\text{森林環境税(1000円)}} = \boxed{\text{年税額}}$

税額控除には、①調整控除 ②配当控除 ③住宅借入金等特別税額控除 ④寄附金税額控除 ⑤外国税額控除の5種類があります。

令和6年度から、市民税・都民税均等割と併せて、森林環境税(国税)を徴収することとなりました。徴収する年税額には、森林環境税額が加わります。

市民税・都民税が非課税になる方

1. 非課税条件

次の基準に該当する方は、所得割額及び均等割額が非課税となります。

- ① 令和7年1月1日時点で、生活保護法による生活扶助を受けている方
- ② 障害者、寡婦、ひとり親、未成年者(令和7年1月1日時点において18歳未満の平成19年1月3日以降生まれ)で、合計所得金額が135万円以下の方

2. 非課税基準

次の基準に該当する方は、所得割額及び均等割額が非課税となります。この基準を超えた場合は課税となります。

① 均等割額が非課税の方

合計所得金額(※1)が「35万円×(扶養親族の人数+1)+21万円+10万円」以下の方
(ただし+21万円は扶養親族(※2)がいる方)

② 所得割額が非課税の方

総所得金額等(※3)が「35万円×(扶養親族の人数+1)+32万円+10万円」以下の方
(ただし+32万円は扶養親族(※2)がいる方)

※1 合計所得金額とは、損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

※2 16歳未満の親族、申告者の合計所得金額が1,000万円を超える同一生計配偶者(合計所得金額48万円以下の配偶者)は、扶養控除の対象とはなりません。非課税基準の扶養親族の人数には算入することが出来ます。

※3 総所得金額等とは、合計所得金額から純損失及び雑損失の繰越控除をした後の金額をいいます。

I 所得金額

所得には以下の 10 種類があります。ただし、給与収入や公的年金等の収入は所得金額をもとめる計算式があります。

営業等所得と農業所得を合わせて事業所得といます。

公的年金等に係る雑所得と業務雑所得、その他雑所得を合わせて「雑所得」といいます。

所得の種類	内容	所得金額の算出式
①営業等所得	卸売業、製造業、小売業、飲食業、サービス業等の営業から生じる所得 医師、弁護士、画家、助産婦、マッサージ又は指圧その他医業に関する事業、各種外交員等の所得	収入金額－必要経費 ※外交員報酬等については 55 万円の必要経費が認められます
農業所得	農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜の育成等から生じる所得	収入金額－必要経費
②不動産所得	地代、家賃、土地や家屋の権利金等による所得	収入金額－必要経費
③利子所得	公債、社債、預貯金等の利子、合同運用信託や公社債投資信託の分配金等による所得	収入金額が所得金額となります
④配当所得	株式や出資金に対する利益の配当、協同組合の分配金による所得	収入金額－元本取得のために要した負債の利子
⑤給与所得	給与、俸給、賃金、歳費、賞与等による所得	収入金額－所得控除 I－1をご確認ください
⑥公的年金等に係る雑所得	国民年金、厚生年金などの公的年金による所得 ※遺族年金、障害年金は課税の対象とならないため含まれません	収入金額－所得控除 I－2をご確認ください
業務雑所得	副業に係る収入のうち営利を目的とした断続的な業務による所得 ※シルバー人材センターの収入等は業務雑所得となります	収入金額－必要経費
その他雑所得	公的年金以外の年金(生命保険の個人年金等)等、他のどの所得にも該当しない所得	収入金額－必要経費
⑦一時所得	生命保険・火災保険の満期返戻金や懸賞当選金品、競馬・競輪の払戻金等の一時的な性質をもつ所得	(収入金額－必要経費－特別控除)×1/2 ※特別控除額の限度額は 50 万円になります

<p>⑧譲渡所得</p>	<p>資産の譲渡による所得</p> <p>※土地・建物等の資産を譲渡した場合の所得は分離課税、それ以外の資産（ゴルフ会員権、機械器具等）を譲渡した場合の所得は総合課税となります</p>	<p>収入金額－資産取得に要した経費－特別控除</p> <p>※特別控除額の限度額は 50 万円になります</p> <p>※総合課税の譲渡所得かつ所有期間が 5 年を超える場合、所得金額は上記の式に 1/2 をかけた額となります</p>
<p>⑨退職所得</p>	<p>退職金や一時恩給等による所得</p>	<p>(収入金額－退職所得控除額) × 1/2</p>
<p>⑩山林所得</p>	<p>5 年を超えて所有していた山林の伐採や立木のままでの売買により生ずる所得</p>	<p>収入金額－必要経費－特別控除</p> <p>※特別控除額の限度額は 50 万円になります</p>

上の表のうち、土地・建物等の譲渡所得、退職所得および山林所得については、他の所得と分離して課税する特例があります。また、平成 22 年度から上場株式等の配当所得も申告分離課税を選択できるようになりました。

※令和 6 年度からは、上場株式等の配当所得及び譲渡所得について、所得税(確定申告)と異なる課税方式の選択はできなくなりました。市民税・都民税の申告だけを行うことはできません。必ず確定申告が必要になります。

I-1 給与所得金額のもとめかた

給与収入 A - 給与所得控除 B = 給与所得金額

※該当する下表の給与収入金額に当てはめて計算を行います。

前年中の給与収入金額の合計額 A	給与所得控除のもとめかた B
1 円 ～ 550,999 円	0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	収入金額 - 550,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	★ × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	★ × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	★ × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円 ～	収入金額 - 1,950,000 円

★ = 給与収入金額 ÷ 4 (1,000 円未満切捨て)

所得金額調整控除

下表(1)(2)に該当するときは、それぞれの計算式により算出された金額を給与所得金額から控除します。(1)と(2)の両方に当てはまる場合は、(1)の金額を控除後に(2)の計算をしてください。

(1)給与収入 850 万円超で下記に該当する場合	(2)給与と年金の所得が 10 万円を超える場合
<p>(給与等の収入金額 - 850 万円) × 0.1 を給与所得金額から控除する。</p> <p>特別障害者 23 歳未満の扶養親族を有する 特別障害者である同一生計配偶者を有する 特別障害者である扶養親族を有する</p> <p>※給与等の収入金額が 1,000 万円超の場合は、一律 15 万円の控除となる。</p> <p>※被扶養親族 1 人につき複数人に適用可能。</p>	<p>給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計額が 10 万円を超える場合、各所得金額の合計額から 10 万を控除した残額を給与所得金額から控除する。</p> <p><所得金額調整控除> = 給与所得 + 公的年金等雑所得 - 10 万 (それぞれ限度額 10 万)</p>

給与所得金額の計算例

(例 1) 給与収入金額が 495 万円の場合

収入金額 - ★収入金額 ÷ 4 (1,000 円未満切捨て) × 3.2 - 440,000 円となるため、

給与所得金額は、4,950,000 円 ÷ 4 (1,000 円未満切捨て) × 3.2 - 440,000 円 = 3,518,400 円

(例 2) 給与収入が 900 万円所得金額調整控除(1)に該当し、年金雑所得が 16 万円で所得金額調整控除(2)にも該当する場合

収入金額 - 1,950,000 円であるため、9,000,000 円 - 1,950,000 円 = 7,050,000 円(所得金額調整控除前の給与所得金額)

所得金額調整控除(1) : 7,050,000 円 - (9,000,000 円 - 8,500,000) × 0.1 = 7,000,000 円

所得金額調整控除(2) : 給与所得 7,000,000 円、公的年金等雑所得 160,000 円で、それぞれ計算時の限度額が 10 万となり、100,000 円(給与所得上限) + 100,000 円(年金等雑所得上限) - 100,000 円 = 100,000 円(控除額(2))

よって、所得金額調整控除後の給与所得金額 = 7,000,000 円 - 100,000 円 = 6,900,000 円

I-2 公的年金等に係る雑所得金額の求めかた（収入と年齢によって計算方法が異なります）

公的年金収入 A - 公的年金所得控除 B = 公的年金等に係る雑所得金額

※該当する下表①の公的年金収入金額及び年齢に当てはめて計算を行います。

① 公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額計算表

年 齢	前年中の 公的年金収入金額の合計額 A	公的年金所得控除金額(小数点以下切り捨て)B		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万 円以下	2,000 万円超
65 歳 未 満	1 円 ~ 1,300,000 円	-600,000 円	-500,000 円	-400,000 円
	1,300,001 円 ~ 4,100,000 円	× 75% - 275,000 円	× 75% - 175,000 円	× 75% - 75,000 円
	4,100,001 円 ~ 7,700,000 円	× 85% - 685,000 円	× 85% - 585,000 円	× 85% - 485,000 円
	7,700,001 円 ~ 10,000,000 円	× 95% - 1,455,000 円	× 95% - 1,355,000 円	× 95% - 1,255,000 円
	10,000,001 円 ~	-1,955,000 円	-1,855,000 円	-1,755,000 円
65 歳 以 上	1 円 ~ 3,300,000 円	-1,100,000 円	-1,000,000 円	-900,000 円
	3,300,001 円 ~ 4,100,000 円	× 75% - 275,000 円	× 75% - 175,000 円	× 75% - 75,000 円
	4,100,001 円 ~ 7,700,000 円	× 85% - 685,000 円	× 85% - 585,000 円	× 85% - 485,000 円
	7,700,001 円 ~ 10,000,000 円	× 95% - 1,455,000 円	× 95% - 1,355,000 円	× 95% - 1,255,000 円
	10,000,001 円 ~	-1,955,000 円	-1,855,000 円	-1,755,000 円

公的年金等雑所得金額の計算例

(例 1)

年齢が 65 歳未満で、公的年金等雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円以下の方で、年金収入が 150 万円の場合

1,500,000 円 × 75% - 275,000 円 = 850,000 円 (年金雑所得金額)

(例 2)

年齢が 65 歳以上で、公的年金等雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円超 2,000 万円以下の方で、年金収入が 150 万円の場合

1,500,000 円 - 1,000,000 円 = 500,000 円 (年金雑所得金額)

※給与所得もある方は、給与の所得金額調整控除の該当になる場合があります。

Ⅱ 所得控除額

所得控除額は、納税者の個々の状況により所得金額から差し引かれるもので、下記の 14 種類があります。※所得税の控除額とは異なる場合があります。

控除の種類	控除の内容	番号
基礎控除	合計所得金額が 2,500 万円以下の納税義務者に適用される控除です。	Ⅱ-1
配偶者控除	合計所得金額が 48 万円以下の配偶者を扶養している方に適用される控除です。 申告者の所得、配偶者の所得、配偶者の年齢に応じて控除額が変わります。	Ⅱ-2
配偶者特別控除	配偶者控除に該当しない方で、配偶者の合計所得金額が 48 万円超～133 万円以下の場合に適用される控除です。	Ⅱ-3
扶養控除	合計所得金額が 48 万円以下の配偶者以外の親族を扶養している方に適用される控除です。扶養している方の年齢等に応じて控除額が変わります。	Ⅱ-4
障害者控除	本人または扶養親族が障害者の場合に適用される控除です。障害の等級等に応じて控除額が変わります。	Ⅱ-5
寡婦控除	合計所得金額が 500 万円以下で、夫と死別または夫と離別かつ扶養親族を有する方に適用される控除です。	Ⅱ-6
ひとり親控除	合計所得金額が 500 万円以下で、ひとり親の方に適用される控除です。	
勤労学生控除	勤労による所得を有する学生又は生徒に適用される控除です。	Ⅱ-7
社会保険料控除	社会保険料の支払いをした方に適用される控除です。	Ⅱ-8
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金の支払をした方に適用される控除です。	Ⅱ-9
医療費控除	医療費や特定一般用医薬品等購入費の負担があった方に適用される控除です。 控除額は計算式により算出します。	Ⅱ-10
生命保険料控除	生命保険料の支払いをした方に適用される控除です。 控除額は計算式により算出します。	Ⅱ-11
地震保険料控除	地震保険料の支払いをした方に適用される控除です。 控除額は計算式により算出します。	Ⅱ-12
雑損控除	実損額－総所得額の 10% もしくは 実損額のうち災害関連支出額－5 万円のいずれか多い方	Ⅱ-13

Ⅱ-1 基礎控除

合計所得金額が 2,500 万円以下の方は、所得金額に応じて基礎控除が適用されます。

()内は所得税の控除額です。

合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	43 万円(48 万円)
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円(32 万円)
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円(16 万円)
2,500 万円超	適用なし

Ⅱ-2 配偶者控除

配偶者控除の対象となる方(控除対象配偶者)は、生計を一にする配偶者のうち前年の合計所得金額が 48 万円以下(給与収入 103 万円以下)の方です。ただし、平成 31 年度以降は申告者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には控除が適用されません。合計所得金額が 1,000 万円以下の申告者に対して、所得金額に応じて下図のとおり段階的に控除額が適用されます。なお、配偶者の方が申告者の事業専従者(※2)に該当する場合、配偶者控除の適用はできません。

()内は所得税の控除額です。

申告者の合計所得金額	給与収入に換算した金額	控除対象配偶者 控除額	老人控除対象配偶者 (70 歳以上) 控除額
900 万円以下	1095 万円以下	33 万円(38 万円)	38 万円(48 万円)
900 万円超 950 万円以下	1095 万円超 1145 万円以下	22 万円(26 万円)	26 万円(32 万円)
950 万円超 1000 万円以下	1145 万円超 1195 万円以下	11 万円(13 万円)	13 万円(16 万円)
1000 万円以上	1195 万円以上	適用なし	適用なし

※1「生計を一にする」とは必ずしも同一の家屋に住むことを意味しているのではなく、生活実態に基づいて判断されます。たとえば、日常の生活を共にしていなくとも、常に生活費や学資金、療養費等の送金が行われている場合は、同一生計であるとみなされます。

※2事業専従者とは、その申告者と生計を一にしている配偶者その他の親族が申告者の経営する事業に従事している方のことをいいます。つまり、申告者が確定申告で青色申告をしている場合に配偶者がその事業に従事していて給与を受け取っている場合と、申告者が確定申告で白色申告をしている場合に配偶者がその事業に従事している場合は、配偶者控除の適用はできなくなります。

Ⅱ-3 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる方は、控除対象配偶者に該当しない、生計を一にする配偶者の方です。すなわち、令和6年中の合計所得金額が48万円を超える配偶者の方で、その合計所得が133万円を超えない場合に該当します。ただし、配偶者控除と同様に、申告者の合計所得金額が1,000万円を超える方には適用されません。申告者の合計所得金額が1,000万円以下であり、配偶者の合計所得金額が133万円以下である場合は、次のとおり段階的に控除額が適用されます。

申告者の合計所得金額が900万円以下の場合		
配偶者の合計所得金額	給与収入に換算した金額	控除額
48万円超 100万円以下	103万円超 155万円以下	33万円
100万円超 105万円以下	155万円超 160万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	160万円超 166.8万円未満	26万円
110万円超 115万円以下	166.8万円以上 175.2万円未満	21万円
115万円超 120万円以下	175.2万円以上 183.2万円未満	16万円
120万円超 125万円以下	183.2万円以上 190.4万円未満	11万円
125万円超 130万円以下	190.4万円以上 197.2万円未満	6万円
130万円超 133万円以下	197.2万円以上 201.6万円未満	3万円
133万円超	201.6万円以上	適用なし(0円)
申告者の合計所得金額が900万円超 950万円以下の場合		
配偶者の合計所得金額	給与収入に換算した金額	控除額
48万円超 100万円以下	103万円超 155万円以下	22万円
100万円超 105万円以下	155万円超 160万円以下	21万円
105万円超 110万円以下	160万円超 166.8万円未満	18万円
110万円超 115万円以下	166.8万円以上 175.2万円未満	14万円
115万円超 120万円以下	175.2万円以上 183.2万円未満	11万円
120万円超 125万円以下	183.2万円以上 190.4万円未満	8万円
125万円超 130万円以下	190.4万円以上 197.2万円未満	4万円
130万円超 133万円以下	197.2万円以上 201.6万円未満	2万円
133万円超	201.6万円以上	適用なし(0円)
申告者の合計所得金額が950万円超 1000万円以下の場合		
配偶者の合計所得金額	給与収入に換算した金額	控除額
48万円超 100万円以下	103万円超 155万円以下	11万円
100万円超 105万円以下	155万円超 160万円以下	11万円
105万円超 110万円以下	160万円超 166.8万円未満	9万円
110万円超 115万円以下	166.8万円以上 175.2万円未満	7万円
115万円超 120万円以下	175.2万円以上 183.2万円未満	6万円
120万円超 125万円以下	183.2万円以上 190.4万円未満	4万円
125万円超 130万円以下	190.4万円以上 197.2万円未満	2万円
130万円超 133万円以下	197.2万円以上 201.6万円未満	1万円
133万円超	201.6万円以上	適用なし(0円)

※配偶者の合計所得金額が133万円を超える場合は配偶者特別控除の適用はありません。

※申告者の合計所得金額が1000万円超の場合は配偶者特別控除の適用はありません。

Ⅱ-4 扶養控除

扶養控除の対象となる方は、生計を一にする親族のうち、令和6年中の合計所得金額が 48 万円以下の方に限ります。年齢は 12 月 31 日時点で判定します。

()内は所得税の控除額です。

年齢	控除額	該当となる方
16 歳未満	0 円(0 円)	平成 21 年 1 月 2 日から令和 6 年 12 月 31 日生まれ
16 歳以上 19 歳未満	33 万円(38 万円)	平成 18 年 1 月 2 日から平成 21 年 1 月 1 日生まれ
19 歳以上 23 歳未満	45 万円(63 万円)	平成 14 年 1 月 2 日から平成 18 年 1 月 1 日生まれ
23 歳以上 70 歳未満	33 万円(38 万円)	昭和 30 年 1 月 2 日から平成 14 年 1 月 1 日生まれ
70 歳以上	別居	38 万円(48 万円)
	同居	45 万円(58 万円)
		昭和 30 年 1 月 1 日以前生まれ
		昭和 30 年 1 月 1 日以前生まれの直系尊属

II-5 障害者控除

申告者または扶養親族で障害者控除の対象となる障害者の方は、令和 6 年 12 月 31 日時点で障害者手帳(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳など)の交付を受けている方、または市役所で障害者であることの認定(障害者控除対象者認定書)を受けている方です。

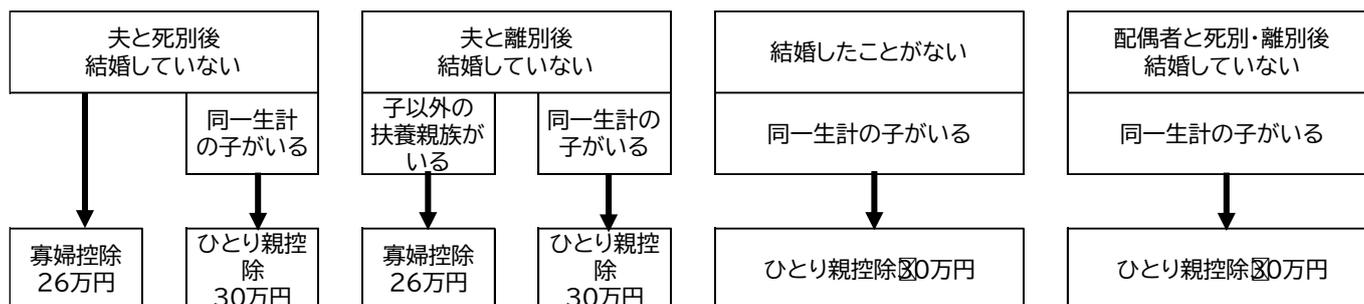
16 歳未満の扶養親族及び申告者の合計所得金額が 1,000 万円以上の配偶者が障害者控除の対象となる場合は、扶養控除額は 0 円ですが、障害者控除は適用することができます。

()内は所得税の控除額です。

障害者手帳の種類	区分	控除額
身体障害者手帳 1 級・2 級	特別障害者控除	30 万円(40 万円)
精神障害者保健福祉手帳 1 級		
愛の手帳(療育手帳) 1 度・2 度		
障害者認定書 特別障害該当		
特別障害者と同居の場合	同居特別障害者控除	53 万円(75 万円)
身体障害者手帳 3 級以下	障害者控除	26 万円(27 万円)
精神障害者保健福祉手帳 2 級以下		
愛の手帳(療育手帳) 3 度以下		
障害者認定書 普通障害該当		

II-6 寡婦控除・ひとり親控除

寡婦・ひとり親控除の対象となる方は、合計所得金額 500 万円以下、かつ、令和 6 年 12 月 31 日現在、再婚や事実婚をしていない次の方です。



※調整控除の計算に用いる、寡婦控除・ひとり親控除の住民税と所得税の人的控除額の差は別に定めがあるため、所得税の控除額は記載していません。詳細は 16 ページの「●調整控除の対象となる寡婦控除額・ひとり親控除額の差」をご参照ください。

※「同一生計の子」とは、総所得金額が 48 万円以下である場合に該当します。

※「子以外の扶養親族」とは、合計所得金額が 48 万円以下で他の納税者の扶養親族となっていない場合に該当します。

II-7 勤労学生控除

勤労学生控除の対象となる方は、申告者が以下のすべてに該当する方です。控除額は26万円です。

- ①大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生である方
 - ②自己の勤労に基づいて得た給与所得等(※)がある方
 - ③合計所得金額が 75 万円以下で、そのうち給与所得等(※)以外の所得が 10 万円以下の方
- ※給与所得等とは、事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得のことを指します。

II-8 社会保険料控除

令和 6 年中に支払った、国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の各種社会保険料の支払金額の合計を控除します。

なお、年金から特別徴収(天引き)により社会保険料を支払っている場合は、特別徴収されている本人以外の控除には適用できません。

II-9 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済制度に基づく掛金または確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金または地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金の支払金額の合計を控除します。

小規模企業共済制度に基づく共済掛金とは、共済契約に基づく掛金になります。共済契約とは、常勤の従業員(家族従業員を除く)が 20 人以下(商業、サービス業では 5 人以下)の個人事業主または会社の役員などを加入者とし、その加入者が毎月掛金(掛金の限度額は毎月 7 万円)を払い込むと、加入者が老齢のため廃業したときなどに一定の共済金を受け取ることのできる制度です。なお、都民共済は小規模企業共済等掛金ではなく、生命保険料に該当しますのでご注意ください。

Ⅱ-10 医療費控除

令和 6 年中に申告者もしくは申告者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払い、かつ支払った医療費が一定の金額を超過した場合に適用できます。

控除額は、以下の式で算出されます。ただし、控除額が 200 万円を超える場合は 200 万円を限度とします。

医療費控除額＝

(支払った医療費－保険金等で補てんされる額)－総所得金額等の 5% 又は 10 万円のいずれか少ない方

※令和6年中に支払った医療費であり、未払い分の医療費は控除の対象とはなりません。また、予防接種や健康食品等の、直接的に治療と関わらない費用も医療費とは認められません。

※医療費の補てんを目的として支出される医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金等のほか、出産育児一時金や高額療養費、高額介護合算療養費等も含まれます。

★セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

健康の維持増進・疾病の予防のために一定の取組を行っている方が、令和 6 年中に申告者もしくは申告者と生計を一にする配偶者その他の親族の特定一般用医薬品等を購入し、かつ購入金額が一定の金額を超過した場合に適用できます。控除額は、以下の式で算出されます。ただし、控除額が 8 万 8 千円を超える場合は 8 万 8 千円を限度とします。

特定一般用医薬品等控除額＝

(特定一般用医薬品等購入金額－保険金等で補てんされる額)－1 万 2 千円

※セルフメディケーション税制を適用する場合は、通常の医療費控除を適用することはできません。

※医療費控除は医療費が現金で戻る制度ではありません。所得税の還付を受けるには別途、税務署にて確定申告が必要となります。

※医療費控除の特例は、平成 29 年分～令和 8 年分の申告において適用することができます。

Ⅱ-11 生命保険料控除

令和6年中に支払った、①一般生命保険料、②個人年金保険料、③介護医療保険料のそれぞれにおいて算出された控除額の合計になります。控除額は以下の式で算出されます。ただし、70,000円を限度額とします。

なお、平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約(新契約)と平成23年12月31日以前に契約した生命保険料契約(旧契約)では、算出方法が異なります。介護医療保険料は新契約に該当します。

※小数点以下切り上げ

	旧契約に係る生命保険料控除額 (H23.12.31 以前契約)		新契約に係る生命保険料控除額 (H24.1.1 以降契約)	
	支払った保険料の金額	控除額計算式	支払った保険料の金額	控除額計算式
それぞれの控除額	15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額
	15,000円超 40,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 6,000円
	40,000円超 70,000円以下	支払保険料 × 1/4 + 17,500円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料 × 1/4 + 14,000円
	70,000円超	35,000円	56,000円超	28,000円
控除額(合計)	①一般の生命保険料についてもとめた金額(新契約控除額+旧契約控除額)★ + ②個人年金保険料についてもとめた金額(新契約控除額+旧契約控除額)★ + ③介護医療保険料についてもとめた金額 【限度額 70,000円】			

★①と②において、新契約と旧契約の両方がある場合は、28,000円を限度額とします。

Ⅱ-12 地震保険料控除

令和6年中に支払った、地震保険料から算出されます。控除額は以下の式で算出されます。

旧長期損害保険料とは、保険契約が10年以上で満期返戻金があり平成18年12月31日までに加入したものです。地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、それぞれの控除額の合計額になります。ただし、25,000円を限度額とします。

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
地震保険料	50,000円以下	支払保険料×1/2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料の全額
	5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円
地震保険料と 旧長期損害保険料の 両方ある場合 ※ 1契約で両方をみたま場合は、どちらか一方を選択。	(①の地震保険料についてもとめた金額) + (②の旧長期損害保険料についてもとめた金額) (限度額 25,000円)	

※小数点以下切り上げ

Ⅱ-13 雑損控除

災害や盗難、横領によって、住宅や家財等の資産に損失を生じた場合に適用できます。控除額は、以下の式で算出されます。ただし、損失が詐欺または脅迫による場合や、資産が貴金属や別荘等の生活に通常必要でないものである場合、原則として雑損控除の適用はありません。

次の①と②のいずれが多い方の金額を雑損控除として適用します。

- ①(損失額－保険金等による補てん額)－総所得金額等の10%
- ②災害関連支出の金額－5万円

Ⅲ 税率

次の所得割と均等割を合算した額が、市民税・都民税の年税額となります。
 所得割額には総合課税と分離課税の税率があります。

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} = \text{市民税・都民税の年税額}$$

- ① 所得割額(総合課税)の税率 市民税 6% ・ 都民税 4%
- ② 均等割額 市民税 3,000円 ・ 都民税 1,000円 =4,000円
- ③ 森林環境税額(国税) 1,000円

森林の整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年 3 月に森林環境税が創設されました。国内に住所を有する個人に対して課される国税で、令和 6 年度から1人年額1,000円を市民税・都民税均等割と併せて市区町村で徴収することとされています。なお、東日本大震災からの復興や、防災のための施策に要する財源を確保するため、地方税法の特例により、平成 26 年から均等割に1人年額1,000円が上乗せされていましたが、こちらは令和 5 年度で終了しました。

④分離課税の所得割の税率

			市民税	都民税			市民税	都民税
短期譲渡所得	一般		5.4%	3.6%	株式等の譲渡	上場株式等	3.0%	2.0%
	軽減		3.0%	2.0%		一般株式等	3.0%	2.0%
長期譲渡所得	一般		3.0%	2.0%	先物取引		3.0%	2.0%
	優良住宅地等	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	配当所得		3.0%	2.0%
		2,000万円超の部分	3.0%	2.0%				
	居住用財産	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%				
6,000万円超の部分		3.0%	2.0%					

上場株式等の譲渡所得及び配当所得に係る10%軽減税率の特例措置(所得税7%、市民税1.8%、都民税1.2%)は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成 26 年 1 月 1 日以降、税率が20%となりました。(所得税15%、市民税3%、都民税2%)

配当所得について総合課税を選択した場合は、市民税6%、都民税4%の税率になります。

IV 税額控除

税額控除には、①調整控除 ②配当控除 ③住宅借入金等特別税額控除 ④寄附金税額控除 ⑤外国税額控除 の5種類があります。

IV-①調整控除

平成 19 年度の税源移譲に伴い、所得税および市・都民税の税率が改正となりましたが、市・都民税と所得税では、人的控除に差があるために、税率を変えると負担が増えてしまう場合があります。そのため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、市・都民税を減額するのが調整控除です。

合計所得金額が 2,500 万円を超える方は適用されません。

1. 合計課税所得金額(※1)が 200 万円以下の場合

「所得税と市・都民税との人的控除額の差(VI-①-1)の合計額」または「合計課税所得金額」のどちらか少ない金額の 5%(市民税 3%、都民税 2%)を控除

2. 合計課税所得金額(※1)が 200 万円を超える場合

{所得税と市・都民税との人的控除額の差(VI-①-1)の合計-(合計課税所得金額-200 万円)}の 5%(市民税 3%、都民税 2%)を控除(2,500 円未満なら市民税 1,500 円、都民税 1,000 円)

※1 合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得の合計額で、課税長期譲渡所得金額等の分離課税に係る課税所得は含まれません。

VI-①-1 人的控除差の一覧表

人的控除の種類		納税義務者の本人の合計所得金額	所得税	市民税・都民税	人的控除の差	
基礎控除		2,400 万円以下	48 万円	43 万円	5 万円	
		2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	29 万円	(※)5 万円	
		2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	15 万円	(※)5 万円	
		2,500 万円超	適用なし(0円)			
配偶者控除	一般	900 万円以下	38 万円	33 万円	5 万円	
		900 万円超 950 万円以下	26 万円	22 万円	4 万円	
		950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	11 万円	2 万円	
	老人(70 歳以上)	900 万円以下	48 万円	38 万円	10 万円	
		900 万円超 950 万円以下	32 万円	26 万円	6 万円	
		950 万円超 1,000 万円以下	16 万円	13 万円	3 万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	48 万円超 50 万円未満	900 万円以下	38 万円	33 万円	5 万円
		900 万円超 950 万円以下	26 万円	22 万円	4 万円	
		950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	11 万円	2 万円	

	50 万円以上 55 万円未満	900 万円以下	38 万円	33 万円	(※)3 万円
		900 万円超 950 万円以下	26 万円	22 万円	(※)2 万円
		950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	11 万円	(※)1 万円
	55 万円以上 133 万円未満	900 万円以下	省略		適用なし (0円)
		900 万円超 950 万円以下			
		950 万円超 1,000 万円以下			
扶養控除	一般		38 万円	33 万円	5 万円
	特定		63 万円	45 万円	18 万円
	老人		48 万円	38 万円	10 万円
	同居老親等		58 万円	45 万円	13 万円
障害者控除	普通障害		27 万円	26 万円	1 万円
	特別障害		40 万円	30 万円	10 万円
	同居特別障害		75 万円	53 万円	22 万円
寡婦控除			27 万円	26 万円	1 万円
ひとり親控除	母		35 万円	30 万円	5 万円
	父		35 万円	30 万円	(※)1 万円
勤労学生控除			27 万円	26 万円	1 万円

※人的控除の差は税制改正前の金額を適用するため、現在の控除額との差額と異なる場合があります。

IV-②配当控除

配当控除は、国税において法人税と所得税の二重課税を排除する趣旨から設けられました。これと同様に、市民税・都民税においても、総所得金額の中に対象となる配当所得がある場合、一定の金額を控除することができます。控除額は、以下の式で算出されます。

配当所得の金額×控除率(※)

※控除率については以下の表をご参照ください

※分離課税を選択した場合は適用されません。

※小数点以下切り上げ

(例)株式の配当所得が 50 万円で、総所得金額の合計が 1,000 万円以下の場合、
市民税の配当控除は $500,000 \text{ 円} \times 0.016 = 8,000 \text{ 円}$
都民税の配当控除は $500,000 \text{ 円} \times 0.012 = 6,000 \text{ 円}$

	利益の配当等(上場、非上場株式の配当等)	私募証券投資信託等のうち、外貨建等証券投資信託以外	私募証券投資信託等のうち、外貨建等証券投資信託
課税総所得金額が 1000 万円以下の部分	市民税 1.6%、都民税 1.2%	市民税 0.8%、都民税 0.6%	市民税 0.4%、都民税 0.3%
課税総所得金額が 1000 万円を超える部分	市民税 0.8%、都民税 0.6%	市民税 0.4%、都民税 0.3%	市民税 0.2%、都民税 0.15%

IV-③住宅借入金等特別税額控除

平成27年1月～令和6年末に住宅の新築や増改築等をして入居している方で、所得税の住宅ローン控除の適用があり、令和6年分所得税から控除しきれない住宅ローン控除額のある方は、令和7年度市民税・都民税所得割額から控除できます。入居年度及び、控除適用期間等については下表のとおりとなります。

居住開始年月日	住宅を取得した際の税率	控除額	控除期間
平成27年1月1日～令和7年12月31日	5%の旧消費税率 または、中古住宅等、個人間 売買で取得した住宅	A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、 所得税において控除しきれなかった額 B 所得税の課税総所得金額等×5%（最高 97,500円） AとBのいずれか少ない額	10年
平成27年1月1日～令和3年12月31日 （特定取得）	8%の旧消費税率	A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、 所得税において控除しきれなかった額 B 所得税の課税総所得金額等×7%（最高 136,500円） AとBのいずれか少ない額	10年
令和元年10月1日～令和4年12月31日 （特別特定取得・特例取得※1・特別 特例取得※2）	10%の消費税率	A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、 所得税において控除しきれなかった額 B 所得税の課税総所得金額等×7%（最高 136,500円） AとBのいずれか少ない額	13年
令和4年1月1日～令和7年12月31日 ※3		A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、 所得税において控除しきれなかった額 B 所得税の課税総所得金額等×5%（最高 97,500円） AとBのいずれか少ない額	
令和4年1月1日～令和7年12月31日 ※3 以外			

※1 令和2年9月30日までの間に契約した注文住宅、もしくは令和2年11月31日までの間に契約した分譲住宅や中古住宅、増改築等。床面積が50㎡以上。

※2 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に契約した注文住宅、もしくは令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間に契約した分譲住宅や中古住宅、床面積が40㎡以上（ただし、40～50㎡は合計所得1,000万円以下のみ適用）

※3 長期優良住宅・低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅

令和6年1月1日以降に建築確認を受けた新築住宅のうち、上記※3で挙げられた住宅の基準を満たさない住宅は住宅ローン控除を受けることができません。

ただし、令和5年12月31日までに建築確認を受け、令和6年及び令和7年に入居する場合は住宅ローン控除の適用があります。

IV-④寄附金税額控除

控除の対象となる寄附をした場合、下記により算出した額を市民税・都民税所得割額から控除できます。

控除の対象となる寄附

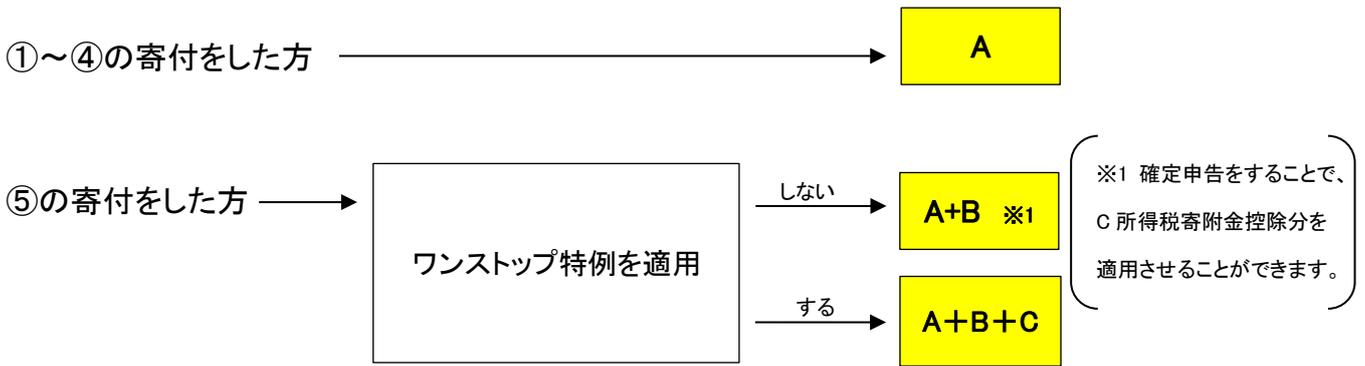
- ① 東京都の共同募金会に対する寄附
- ② 日本赤十字社東京都支部に対する寄附
- ③ 東京都が条例で指定した法人・団体に対する寄附 **【都民税のみ控除対象】**
- ④ 東大和市が条例で指定した法人・団体(※1)に対する寄附 **【市民税のみ控除対象】**
- ⑤ 都道府県・市町村または特別区に対する寄附(いわゆる「ふるさと納税」)

※1 東大和市が条例で定める寄附金

市の区域内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対して支出する寄附金に限り、次の(1)～(10)に該当する寄附金が控除の対象となります。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(地方税法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(地方税法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (10) 租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)

寄附金税額控除額の計算方法



◎ワンストップ特例とは、確定申告の必要のない方がふるさと納税を行った場合に、その各自治体に申請を行うことで確定申告が不要になる制度です。

区分	計算方法
A 市民税・都民税の基本控除分	(寄附金-2,000円) × 10% (市民税 6%・都民税 4%) (※控除の上限は総所得金額等 × 30% - 2,000円。総所得金額等とは、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額)
B 市民税・都民税の特例控除分	(寄附金-2,000円) × {90% - (所得税の限界税率(ア))} × (市民税 0.6・都民税 0.4) (※控除額の上限は、市民税・都民税所得割額の 20%)
C 申告特例控除分(所得税寄附金控除分)	市民税・都民税の特例控除分(B) × 申告特例控除割合(イ)

※「所得税の限界税率」と「申告特例控除割合」については、次を参照してください。

A 市民税・都民税の基本控除分のもとめ方

市民税：(寄附金支払額-2,000円) × 6%

都民税：(寄附金支払額-2,000円) × 4%

※寄附金の支払額は、総所得金額等の30%が上限です。

B 市民税・都民税の特例控除分のもとめ方

市民税：(寄附金支払額-2,000円) × {90% - (所得税の限界税率(ア))} × 5分の3(0.6)

都民税：(寄附金支払額-2,000円) × {90% - (所得税の限界税率(ア))} × 5分の2(0.4)

※市民税・都民税課税総所得金額-人的控除差調整額 < 0 の場合は、一律90%です。

※特例控除の限度額は、市民税・都民税の調整控除後の所得割額の20%です。

ア 所得税の限界税率

都道府県・市町村または特別区に対する寄附金控除に係る所得税の限界税率			
市民税・都民税の課税総所得金額－人的控除差調整額(※2)の合計額	所得税の限界税率		
	～平成 25 年度	平成 26 年度～ 令和 20 年度	「90%－(所得税の 限界税率)の速算
0 円未満(課税山林所得、課税退職所得がある場合)	地方税法に定める割合		
0 円未満(課税山林所得、課税退職所得がない場合)	0%	0%	90%
0 円以上 195 万円以下	5%	5.105%	84.895%
195 万円超 330 万円以下	10%	10.21%	79.79%
330 万円超 695 万円以下	20%	20.42%	69.58%
695 万円超 900 万円以下	23%	23.483%	66.517%
900 万円超 1800 万円以下	33%	33.693%	56.307%
1800 万円超 4000 万円以下	40%	40.84%	49.16%
4000 万円超	45%	45.945%	45.055%

※課税総所得金額とは、総所得金額から所得控除額を引いた金額です。

※限界税率とは、個人の課税所得金額に応じて適用される税率のうち最も高い税率です。

※平成 26 年度～令和 20 年度は復興特別所得税率があるため、「平成 26～令和 20 年度」の割合となります。

※2 人的控除差調整額とは

人的控除差調整額とは、市民税・都民税と所得税との人的控除の差の合計額です。人的控除とは、本人及び生計を一にする親族の状況により適用できる所得控除のことです。Ⅵ－①－1 調整控除の項目に人的控除差の一覧表を掲載しています。

C 申告特例控除分のもとめ方

市民税：特例控除額 × 申告特例控除割合(イ)

都民税：特例控除額 × 申告特例控除割合(イ)

イ 申告特例控除割合

申告特例控除割合	
課税総所得金額－人的控除差調整額	割合(平成 26～令和 20 年度)
0 円以上 195 万円以下	84.895 分の 5.105 (5.105 ÷ 84.895)
195 万円超 330 万円以下	79.79 分の 10.21 (10.21 ÷ 79.79)
330 万円超 695 万円以下	69.58 分の 20.42 (20.42 ÷ 69.58)
695 万円超 900 万円以下	66.517 分の 23.483 (23.483 ÷ 66.517)
900 万円超 1800 万円以下	56.307 分の 33.693 (33.693 ÷ 56.307)
1800 万円超 4000 万円以下	
4000 万円超	

※平成 26～令和 20 年度は復興特別所得税率があるため、「割合(平成 26～令和 20 年度)」となります。

◆ふるさと納税の上限額を求める計算式◆

上記 B 市民税・都民税の特例控除分の上限額が市民税・都民税所得割額の 20%のため、市民税・都民税特例控除額＝市民税・都民税所得割額×20%のとき、2,000 円を超える部分が全額控除となる寄附金の上限額となります。

このことから、上限額を X として B の計算方法を変形すると、

$X = \text{市民税・都民税所得割額} \times 20\% \div (90\% - \text{所得税の限界税率} \times 1.021) + 2,000 \text{ 円}$ となります。

例) 給与収入額 3,000,000 円(給与所得額 2,020,000 円)、所得控除合計額が 900,000 円の方の場合、

所得税の限界税率が 5%、所得割額が 114,500 円となりますので、

$X = 114,500 \times 20\% \div (90\% - 5\% \times 1.021) + 2,000 \text{ 円}$

$X \approx 28,974 \text{ 円}$ よって、28,974 円までなら実質 2,000 円負担でふるさと納税することができます。

IV-⑤外国税額控除

外国税額控除とは、外国所得税の納付のある方に対し、日本の所得税および市・都民税が二重に課税されるのを調整するために適用される税額控除です。

令和 6 年中に所得税において外国税額控除の適用がある方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合、その額を令和 7 年度の市・都民税の控除として適用できます。控除額は、以下の式で算出されます。

$$\textcircled{1} \text{ 令和 6 年分の所得税額} \times \frac{\text{令和 6 年分の国外所得総額}}{\text{令和 6 年分の所得総額}} = \text{所得税控除限度額}$$

$$\textcircled{2} \text{ 所得税控除限度額} \times 12\% = \text{都民税控除限度額}$$

$$\textcircled{3} \text{ 所得税控除限度額} \times 18\% = \text{市民税控除限度額}$$

所得税において外国税額控除が行われた場合に、所得税で控除しきれないときは、まず都民税の所得割から上の②で算定した額を限度として控除し、さらに控除しきれない額がある場合、③で算定した額を限度として控除することができます。

なお、控除しきれない場合、3 年間の繰越控除が認められています。

V 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

配当割額・株式等譲渡所得割額は、上場株式等の配当所得等及び特定口座のうち源泉徴収口座を選択している上場株式等の譲渡所得(以下「上場株式等に係る配当所得等」といいます。)から特別徴収される都民税です。上場株式等に係る配当所得等について申告すると、特別徴収された税額に相当する額を市民税・都民税所得割から控除し、控除しきれない額は均等割に充当します(なお控除しきれない額があれば、還付又は未納の税額に充当されます)。

上場株式等に係る配当所得等の課税方法については、令和5年度市民税・都民税(令和4年分確定申告)まで、所得税(確定申告)と異なる課税方式を選択することができましたが、令和6年度市民税・都民税(令和5年分確定申告)からは所得税と異なる課税方式を選択することができなくなりました。

したがって、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除を追加し、税額控除を受けたい方や控除しきれなかった分の還付を受けたい方については、確定申告をしていただく必要があります。

なお、上場株式等に係る配当所得等を申告した場合には、所得金額等に算定されるため、他の行政サービス(国民健康保険税等)の算定に影響が生じる可能性がありますので、ご注意ください。

※令和5年度以前分(令和4年以前分確定申告)の上場株式等に係る配当所得等に係る申告書が、市民税・都民税の納税通知書送達後に提出された場合は、市民税・都民税の税額算定に上場株式等に係る配当所得等及び配当割・株式等譲渡所得割額の控除は算入できません。